

基本目標

市の自然、文化、歴史などの地域特性をふまえた土地利用構想に基づき、社会情勢変化に対応しつつ、都市基盤整備を推進するとともに、コンパクトな市域において利便性ある住みやすい生活環境づくりの実現をめざします。

また、地球規模の環境問題が生じているなか、進展する都市機能と自然との共存・共生を図り、持続可能な循環型の環境づくりや低炭素社会に向けた取組みを進めます。

第1節 快適な生活環境の充実

1 水道 2 ごみ処理 3 下水道 4 し尿処理 5 斎場

第2節 環境保全による共生と循環

1 地球温暖化対策 2 地域環境の保全

第3節 安全で快適な都市基盤の整備

1 土地利用 2 交通施設 3 公園・緑地
4 河川・港湾 5 市営住宅 6 市街地整備 7 景観まちづくり

1 水道

■ 現況と課題

- 2004年（平成16年）4月、水道法における水道水質基準改定で、より安全で良質な水道水の供給が義務づけられ、同年6月に厚生労働省の「水道ビジョン」が発表されました。
- 経営財政面では、景気低迷、人口減少、節水機器の普及などにより、水道使用量が1998年度（平成10年度）をピークに減少し続け、事業経営の見直しが必要となっています。
- 施設整備面では、老朽化した施設の更新、既存施設の耐震性能強化、浄水施設の整備など施設機能の強化に、多額の投資を必要とする状況にあります。
- 維持管理面では、清浄で安全な水道水を安定供給するため、老朽管や施設を更新していくとともに、耐震強化等が必要となっています。
- 応急給水拠点の整備（耐震性貯水槽）、基幹施設の耐震化（水源地配水タンク1基）、水質劣化防止（中高層建築物への直接給水）、水源環境保全、水質検査体制の充実が課題となっています。

■ 施策の目標

安心しておいしく飲める水を供給することを第一と考え、安定的に水を供給できる体制整備を推進するとともに災害に強い施設整備に努めます。

また、事業の効率化、人材の育成、サービスの向上を図り事業運営基盤の強化に努めます。

■ 施策の方向

1. 上水道

- ①安心しておいしく飲める水道水の供給
- ②いつでもどこでも安定的に水道水を供給
- ③持続可能な事業運営基盤の強化
- ④環境保全への貢献

2. 工業用水道

- ①工業用水の安定確保
- ②災害に強い水道

■ 計 画

1. 上水道

- ①安心しておいしく飲める水道水の供給

○突発的な水質事故を防止するため、取水地点などの水質監視を強化し、加古川河川水の水質調査により良好な水源流域を維持します。

☆給水栓までの水質管理を強化し、貯水槽水道の管理の適正化に努め、鉛製給水管の更新を推進します。

②いつでもどこでも安定的に水道水を供給

- 水源施設、浄水施設、送配水施設等、基幹施設の耐震化を推進します。
- 基幹施設のポンプ電気設備等について、水害等による浸水防止対策を図ります。

③持続可能な事業運営基盤の強化

- 水運用体制の維持改良のため送配水管更新計画を策定し、耐震化も含めた老朽管更新と管路の新設及び補助管整備を推進します。
- 少人数で運営できる人材の育成に努めます。
- 事業運営の効率化のため、外部への業務委託を推進します。
- 料金体系（用途別料金制・口径別料金制）と水道料金水準の適正化に努めます。
- 持続的な事業運営のため広報活動の充実を図ります。

④環境保全への貢献

- 省エネルギー対策を図り、水資源を有効利用するとともに、環境負荷の低減に向けた取組みを推進します。

2. 工業用水道

①工業用水の安定確保

- 給水施設の効率的な維持管理により、安定的な供給に努めます。

②災害に強い水道

- 工業用水道の耐震化を図るため、耐震性能が確保されていない施設については補強・改築・更新に努めます。
- 災害時には近畿2府4県内の工業用水道の事業者の震災時の応援体制を活用します。

まちづくり指標

指 標	現況（実績等）		H27年度の目標値	H32年度の目標値
	年度	数値等		
鉛製給水管率	21	34.4%	25.4%	↓

指 標	現況（実績等）		H27年度の目標値	H32年度の目標値
	年度	数値等		
料金収納率	21	94.6%	↑	↑

■関連計画

◆高砂市水道ビジョン【2008年度（平成20年度）～2017年度（平成29年度）】

基本理念：うるおいと安心な暮らしをはぐくむ水道

2 ごみ処理

■ 現況と課題

- 一般廃棄物（ごみ）の処理を取り巻く状況は、大量生産、大量消費、そして廃棄されたごみを安全に衛生的に適正処理することから、今後ごみ減量化・再資源化・有効利用の促進等を図ることにより、環境負荷の少ない循環型社会への転換を図ることが課題となっています。
- ごみ処理の基本となる一般廃棄物処理基本計画を、新たに循環型社会の確立を目標として策定する必要があります。
- 旧焼却炉棟、旧破碎機棟の解体を実施し、その跡地に分別収集品等の一時保管場所を確保することが課題となっています。
- 焼却炉、リサイクルプラザ等の修繕料の抑制、ごみ処理施設の運営にかかる経費節減の検討、次期ごみ処理施設建設についての検討が課題となっています。

■ 施策の目標

ごみの分別収集の徹底を図り、減量化を推進し、ごみ処理施設の性能維持、適切な補修の実施によるコストの低減化を図ります。

また、ごみ収集の効率化を図り、有料化を検討します。

■ 施策の方向

- ①ごみ収集委託業務の効率化
- ②ごみ処理施設等にかかる新たな運営方式の導入
- ③ごみ減量化の推進
- ④ごみ処理有料化の検討
- ⑤ごみ広域処理の検討

■ 計 画

- ①ごみ収集委託業務の効率化
 - 直営ごみ収集体制を計画的に縮小し、業務委託を拡大します。
 - ごみ収集委託業務の契約方法を見直し、委託業務経費の節減に努めます。
- ②ごみ処理施設等にかかる新たな運営方式の導入
 - ごみ処理施設等運転委託業務について、長期包括運営委託を導入することにより経費節減に努めます。
- ③ごみ減量化の推進
 - ☆ごみの分別品目の適正化・細分化を図り、分別品目ごとの資源化、適正処理を行います。
 - 自治会、ごみ減量等推進委員会等と連絡を密にとるとともに巡回パトロールの強化に努めます。
 - ごみ分別品目の細分化に伴う分別収集品等の一時保管場所について、旧焼却炉棟、旧破碎機棟の解体後、跡地も含めて検討します。

④ごみ処理有料化の検討

○ごみ減量化の推進及びごみ排出量に応じた負担の公平化を図るため、有料化対象品目を検討し、近隣市町の動向調査及び調整を行うことにより、不法投棄防止を図りつつ有料化を検討します。

⑤ごみ広域処理の検討

☆次期ごみ処理施設について、近隣市町と協議を進め広域処理の検討をします。

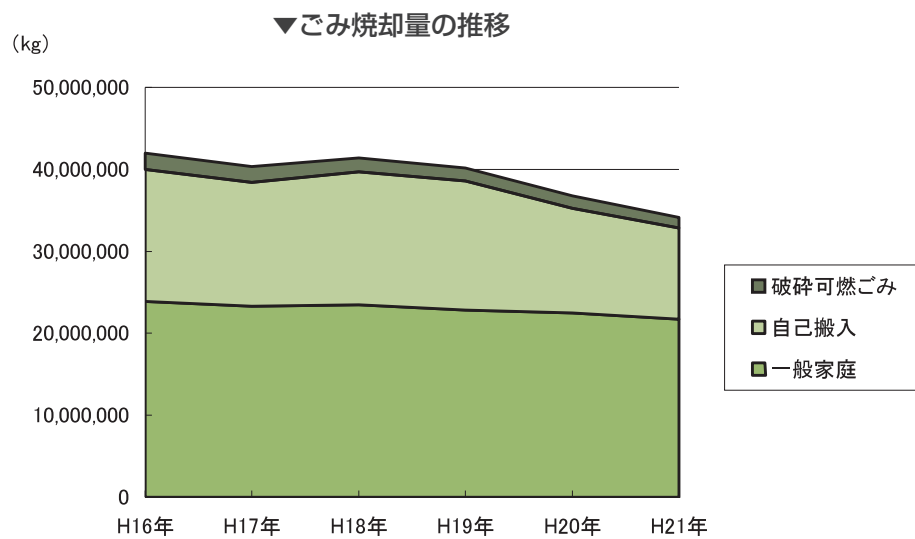
まちづくり指標

指 標	現況（実績等）		H27年度の目標値	H32年度の目標値
	年度	数値等		
市民1人当りのごみ排出量	21	1,121 g/人・日	↓	↓

■関連計画

◆高砂市一般廃棄物（ごみ）処理基本計画【1998年度（平成10年度）～2013年度（平成25年度）】

◆高砂市分別収集計画【2011年度（平成23年度）～2015年度（平成27年度）】



3 下水道

■ 現況と課題

- 下水道は、国民生活を支えるための基盤施設であり、公衆衛生向上、生活環境改善、川・海・水路といった公共用水域の水質改善に貢献しています。
- 近年、ゲリラ豪雨による国民の生命や財産を脅かす災害、赤潮等による漁業への被害、雨天時の合流式下水道からの未処理下水の放流による汚濁発生及び老朽施設の改築更新への対応が求められています。
- 本市では、2009年度（平成21年度）末の人口普及率は、88.2%と全国平均の73.7%より高く、県内平均の91.1%より低くなっています。
- また、2009年度（平成21年度）末で、143haの市街化区域で汚水整備が未普及となっており、引き続き整備促進が求められています。
- ポンプ場や浄化センターの設備が老朽化し、改築・更新が必要となっています。
- 土地利用状況の変化に伴う雨水排水区の見直しが必要となっています。
- 財政状況や時代に即応した効率的な整備手法が求められています。
- 下水道における広域行政は、姫路市との広域処理事業、県及び2市2町における加古川下流域下水道事業を実施しています。
- 高砂、伊保両浄化センターの維持管理経費縮減のため、両センターの運営方法等について検討する必要があります。

■ 施策の目標

快適な生活環境の確保、川・海などの公共用水域の水質保全のための汚水整備、浸水被害防止のための雨水整備を進めます。老朽化した管渠・ポンプ場・浄化センターの長寿命化計画を策定し、計画的な更新工事を実施します。また、引き続き水洗化促進に努めます。

■ 施策の方向

- ① 雨水処理対策
- ② 汚水処理対策
- ③ 下水道事業経営健全化

■ 計 画

- ① 雨水処理対策
 - 雨水ポンプ場の長寿命化計画を策定し、設備を一括更新するのではなく、部品・機器の取替えによって耐用年数を延ばします。
 - 雨水ポンプ場（排水区）のネットワーク化により、近接する排水区の見直しの可能性を検討するとともに、雨水排水区の現状を考慮した効率的な雨水ポンプ場の建設を推進します。
- ② 汚水処理対策
 - ☆ 2015年度（平成27年度）までに市街化区域の汚水整備を完了し、2016年度（平成28年度）以降に市街化調整区域の整備を効率的に実施することをめざします。

- 耐用年数を超える老朽管渠の長寿命化を図ります。
 - 浄化センターの長寿命化計画を策定し、設備を一括更新するのではなく、部品・機器の取替えによって耐用年数を延ばします。
 - 高砂処理区合流区域からの雨天時未処理放流水及び汚濁負荷量の削減のため、合流式下水道緊急改善を実施します。
- ③下水道事業経営健全化
- 下水道事業については、中期経営計画及び公営企業経営健全化計画に基づき、健全化を図ります。

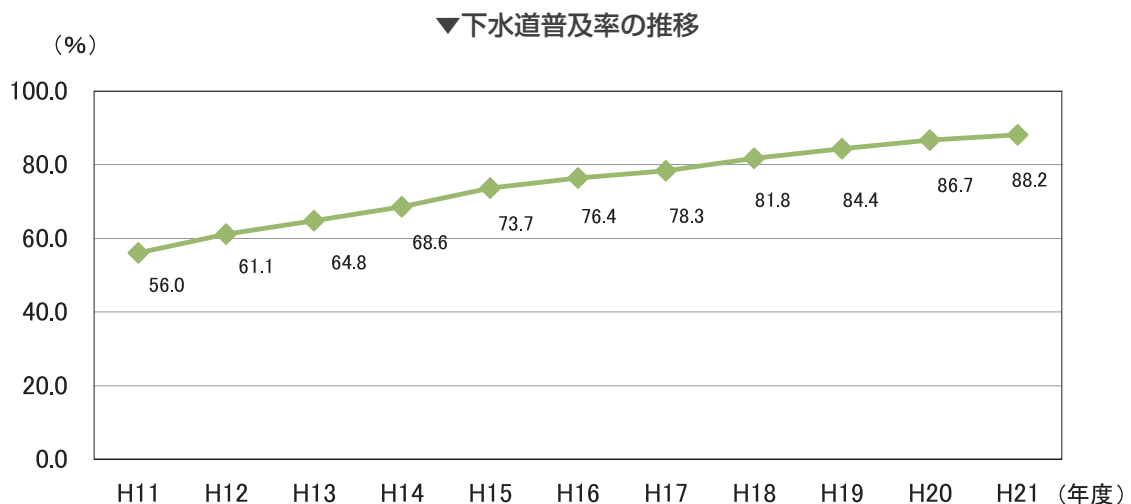
まちづくり指標

指 標	現況（実績等）		H27年度の目標値	H32年度の目標値
	年度	数値等		
下水道普及率	21	88.2%	94.5%	↗

指 標	現況（実績等）		H27年度の目標値	H32年度の目標値
	年度	数値等		
下水道使用料の収納率	21	97.3%	↗	↗

■関連計画

- ◆高砂市公共下水道事業計画（高砂・伊保・北浜各処理区）、高砂市流域関連公共下水道事業計画（加古川下流処理区）
基本理念：生活環境の改善、浸水防除、公共用水域の保全
- ◆高砂市下水道事業中期経営計画【2011年度（平成23年度）～2015年度（平成27年度）】
- ◆公共下水道事業再評価に伴う対応指針



4 し尿処理

■ 現況と課題

- 公共下水道の普及により、し尿収集世帯及びし尿収集量が年々減少しています。下水道未整備区域のし尿収集世帯及びし尿収集量を把握し、効率的な収集体制を整備する必要があります。
- し尿処理施設の老朽化に伴い、施設全体の維持管理に要する経費が増加し、安全性と効率性の均衡を保持しつつ、計画的に施設の修繕を実施し適正処理に努める必要があります。

■ 施策の目標

し尿収集体制を見直し、効率的なし尿の収集及び処理施設の適正な運営に努めます。また、一定期間下水道敷設が見込まれていない区域については、浄化槽の設置を推進し、水質環境の向上に努めます。



■ 施策の方向

- ① し尿収集運搬体制の効率化
- ② し尿処理施設整備
- ③ 浄化槽設置の推進

■ 計 画

- ① し尿収集運搬体制の効率化
 - 直営地区のし尿収集世帯の減少に伴い、し尿収集体制の効率化を図ります。
- ② し尿処理施設整備
 - 下水道の普及により経年的に減少しているし尿収集量を正確に予測し、し尿処理施設の修繕計画を策定します。
- ③ 浄化槽設置の推進
 - 下水道整備計画完了後においても、下水道未整備地域を対象に浄化槽設置費の助成を行います。

まちづくり指標

指 標	現況（実績等）		H27年度 の目標値	H32年度 の目標値
	年度	数値等		
浄化槽設置費助成数 （累計）	21	537基		

■ 関連計画

- ◆ 高砂市一般廃棄物処理基本計画（策定予定）

5 斎場

■ 現況と課題

- 国の統計データによれば、今後、死亡者数が増え続けると予想されており、火葬能力の不足が懸念されています。
- 核家族化や少子化の影響で、墓の多様化と承継者不足が問題となっています。
- 斎場は、1983年（昭和58年）に開設され、25年以上が経過していますが、施設の適正な機能保持に努めています。今後は、施設及び機器の保守点検による施設・設備の耐久性向上を図る必要があります。
- 公園墓地は、新たな墓域の確保は困難な状況にあります。
- 市有墓地の適正な管理に努める必要があります。

■ 施策の目標

市民の利便性の向上を図るため、管理運営の見直しを行うとともに、施設の整備、充実を図ります。また、市有墓地については、台帳整備を行い、適正な管理に努めます。

■ 施策の方向

- ① 斎場施設の整備・運営
- ② 墓地の整備

■ 計 画

- ① 斎場施設の整備・運営
 - 1983年（昭和58年）に火葬場が設置され、施設全体に経年劣化がみられることから、今後機能を維持するため、計画的な改修を行います。
 - 向上した体型に対応できる大型の火葬炉の設置及び火葬炉の増設について、検討します。
 - 施設の更新も含めた施設計画や斎場の運営管理方法について、検討します。
- ② 墓地の整備
 - 市有墓地の台帳整備は目標年度を定め、関係者と調整しながら、計画的に推進します。
 - 公園墓地の運営管理方法について、検討します。

1 地球温暖化対策

■ 現況と課題

- 地球温暖化を防止するため、一層の対策が求められており、CO₂排出量の抑制等による低炭素社会の実現が急務となっています。
- 地球温暖化の危機のみならず、資源の浪費による危機、生物多様性の危機といった地球規模での環境問題に対応していく必要があります。
- 地球温暖化対策の推進に関する法律（2008年（平成20年）6月改正）に基づき、地球温暖化対策の取組みを推進する必要があります。

■ 施策の目標

地球規模の環境問題が生じているなか、循環型社会、低炭素社会をめざすため、リサイクル、省エネ・省資源等に関する意識の高揚に努めます。市民、事業者、行政がそれぞれの責任と役割を担い、相互に連携を図りながら環境負荷低減に努めます。

■ 施策の方向

- ①地球温暖化対策の推進
- ②低炭素社会の実現に向けた取組みの推進
- ③循環型社会の形成に向けた3 R※1活動の推進

■ 計 画

- ①地球温暖化対策の推進
 - ☆地球温暖化対策の推進に関する法律に基づき、市域全体で排出される温室効果ガス等を削減する対策の推進を目的とした計画を策定し、地域に密着した取組みを行います。
- ②低炭素社会の実現に向けた取組みの推進
 - CO₂排出量の抑制に関する意識啓発を行いつつ、その普及を促します。また、緑地の拡大や緑化を進めるなど、地球規模での低炭素社会を実現するための取組みを推進します。
- ③循環型社会の形成に向けた3 R活動の推進
 - 資源の有効活用や再利用を推進し、リユース、リデュース、リサイクルの取組みに関する意識啓発を行い、循環型社会の形成を促します。

まちづくり指標

指 標	現況（実績等）		H27年度 の目標値	H32年度 の目標値
	年度	数値等		
年間のCO ₂ 排出量（市全域）	19	1,989千t-CO ₂	↓	平成2年度に比し、20.0%以上減

※地球温暖化に及ぼす影響がもっとも大きな温室効果ガスである二酸化炭素の排出量（t-CO₂）を抑制するため、1990年度（平成2年度）を基準【2,007千t-CO₂】として、高砂市の年間のCO₂排出量の削減の目標を定めます。

■関連計画

◆高砂市環境計画【1997年度（平成9年度）～2016年度（平成28年度）】

基本理念、目標：①安全で快適な環境づくり、②自然と共生する環境づくり、③都市活動と調和した環境づくり、④市民、事業者、市が一体となった環境づくり

◆第2次高砂市地球温暖化防止実行計画【2007年度（平成19年度）～2011年度（平成23年度）】

◆高砂市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）（策定予定）

※1 3R

リユース（廃棄物の発生源抑制）、リデュース（再利用）、リサイクル（再資源化）。



▲緑のカーテン



▲エコぼっくりん

2 地域環境の保全

■ 現況と課題

- 本市では、概ね良好な生活環境が維持されていますが、監視体制を整備し、生活環境（大気、水質などの状況）を把握しています。
- 事業者は事業活動が周辺環境に与える影響について配慮し、改善対策によって事業活動による影響の低減に努めています。
- 市民は地域の環境美化に配慮した生活を行うなど、各種団体等が地域の環境保全に向けた意識をより高めていく必要があります。
- 生活環境の向上を図るため、時代のニーズにあった施策の検討が求められています。

■ 施策の目標

大気汚染、水質汚濁、騒音、振動等の環境の状況について、監視・調査体制を整え、企業や事業所等の発生源対策を実施します。

■ 施策の方向

- ①高砂市環境計画等の推進
- ②発生源対策の充実
- ③監視・調査体制の充実
- ④生活環境の向上

■ 計 画

- ①高砂市環境計画等の推進
 - 大気、水質、土壌などの環境資源を管理、保全し、健康で安全かつ快適な環境づくりのため、高砂市環境計画等を総合的、計画的に推進します。
- ②発生源対策の充実
 - ☆高砂市環境保全条例等の環境関係法令及び環境保全協定を適正に運用します。
 - 河川汚濁、交通公害問題等については、市民の理解と協力を得ながら事業者、国、県と一体となった取組みを積極的に推進します。
 - PCB廃棄物処理については、トランス、コンデンサー等の廃PCBの処理が早期かつ安全に行われるよう、関係機関と一体となった取組みを推進します。
- ③監視・調査体制の充実
 - 大気汚染、水質汚濁、騒音、振動等の環境の状況については、常時監視するとともに基準遵守状況の確認を行います。
- ④生活環境の向上
 - 生活環境の向上を図るため、地域の関係機関、諸団体と連携し、時代のニーズにあわせた地域ぐるみの生活環境づくりを推進します。

まちづくり指標

指 標	現況（実績等）		H27年度 の目標値	H32年度 の目標値
	年度	数値等		
犬のふん放置防止対策事業 イエローカード作戦参加団体数 （累計）	21	89団体	150団体以上	200団体以上

指 標	現況（実績等）		H27年度 の目標値	H32年度 の目標値
	年度	数値等		
工場・事業場立入における 規制基準適合率	21	97.4%	↗	↗

■関連計画

◆高砂市環境計画【1997年度（平成9年度）～2016年度（平成28年度）】

基本理念、目標：①安全で快適な環境づくり、②自然と共生する環境づくり、③都市活動と調和した環境づくり、④市民、事業者、市が一体となった環境づくり



▲清掃活動（高砂海浜公園）

1 土地利用

■ 現況と課題

- 本市は南から、臨海部の生産エリア、中央部の生活エリア、北部の自然エリアの3層構造を形成しています。
- 全国的な人口減少により、市街化調整区域の市街化区域への編入が困難となり、市街化調整区域における無秩序な土地利用が進行しています。
- 市街化区域及び市街化調整区域の適正化を図る必要が生じています。
- 用途地域の純化に向け、大規模空地の発生に即応する必要があります。
- 開発指導の充実が求められ、特に防災の観点からの指導が必要となっています。
- 建築指導の充実に向け、既存・新築建築物の安全確保や法に基づく道路の整理と指導強化が課題となっています。
- 地区計画の推進に向け、地区計画の内容を担保する条例の制定が必要となっています。

■ 施策の目標

持続可能な土地利用の実現をめざし、市の資源の保全・活用、田園集落等の環境整備、無秩序な開発や市街化の防止に努めます。市街化調整区域については、緑豊かで計画的なまちづくりが形成されるよう努めます。用途地域については、宅地造成の規制・誘導により、良好な都市環境を形成します。また、それぞれの地区の特性に応じた地区計画を推進します。

■ 施策の方向

- ①市街化区域及び市街化調整区域の適正化
- ②市街化調整区域のまちづくりの推進
- ③用途地域の純化
- ④開発指導の充実
- ⑤建築指導の充実
- ⑥地区計画の推進

■ 計 画

- ①市街化区域及び市街化調整区域の適正化
 - 近年の人口減少傾向にある状況のなか、適切な雨水排水機能を有した市街化調整区域の都市的土地利用をめざします。
- ②市街化調整区域のまちづくりの推進
 - ☆都市的土地利用の高い市街化調整区域において、計画的なまちづくりが形成されるよう、面的整備や土地利用のルールづくりなどを行い、良好なまちづくりの形成に努めます。
- ③用途地域の純化
 - 良好な都市環境の形成と円滑な都市機能の確保を図るため、引き続き建物及び宅地造成の規制・誘導に努めます。

④開発指導の充実

○開発指導要綱等により無秩序な開発を防止します。

⑤建築指導の充実

○幅員4メートル未満の狭い道路に接する建物敷地で、道路として後退した部分の取り扱い方針を策定し、要綱の制定に取り組めます。

⑥地区計画の推進

○地区特性に応じたまちづくりを誘導するため、適宜地区計画を都市計画決定するとともに、地区計画の内容を担保する条例の制定をめざします。

まちづくり指標

指 標	現況（実績等）		H27年度 の目標値	H32年度 の目標値
	年度	数値等		
都市計画法に基づく 地区計画の決定数（累計）	21	3地区	↗	↗

■関連計画

- ◆高砂市都市計画マスタープラン（改訂中）【2011年度（平成23年度）～2030年度（平成42年度）】
都市全体の将来像や土地利用、都市施設整備のあり方などを明確にし、概ね20年後の都市の姿を展望しつつ、都市計画の基本的な方針を示すもの
- ◆高砂市土地利用調整基本計画【2007年度（平成19年度）～2016年度（平成28年度）】



2 交通施設

■ 現況と課題

- 鉄道やバスなどの公共交通は、鉄道はJR（2駅）と山陽電鉄（4駅）、バスは神姫バス（4路線）と高砂市コミュニティバス（4路線）があります。
- JRの昼間の運行は30分間隔で、またバスの運行本数が少ない状況です。
- 本市の都市計画道路の整備率は約58.3%（2009年度（平成21年度））で、通勤時には南北方向だけでなく、東西方向の道路でも渋滞が目立ち、通勤車両が生活道路に進入している状況がみられます。
- JR曾根駅南側からのアクセス改善とあわせて駅周辺整備の検討が必要となっています。
- バス交通がもつ生活路線としての役割と地域特性に配慮した路線の再編成や公共交通空白地区の解消など新たな市民ニーズにあったルート、ダイヤの見直しが必要となっています。
- 幹線道路の整備は、構想段階である播磨臨海地域道路と市内都市計画道路のネットワーク化を図り、未整備幹線の事業主体と優先順位の決定をしていくことが課題となっています。
- 生活道路の整備は、財源を確保しながら事業計画に基づき事業を実施する必要があります。歩行者と車両の分離による歩行者空間の確保、道路緑化の推進が課題となっています。

■ 施策の目標

市民生活や経済活動に不可欠な公共交通網については、鉄道交通とバス交通の充実に向けた取組みを推進します。また、幹線道路、生活道路の整備を計画的に進め、歩行者に配慮した空間の確保や緑化の推進に努めます。

■ 施策の方向

- ① 鉄道交通の充実
- ② バス交通の充実
- ③ 幹線道路の整備
- ④ 生活道路の整備
- ⑤ 道路環境の改善

■ 計 画

- ① 鉄道交通の充実
 - JR山陽本線及び山陽電鉄の運行本数の増加など利便性向上に向け関係機関に働きかけます。
- ② バス交通の充実
 - ☆ バス輸送について、さらなる市民の利便性を確保するため、地域公共交通総合連携計画を策定するなかで、ルート、ダイヤの見直しに取組みます。
- ③ 幹線道路の整備
 - ☆ 都市計画道路沖浜平津線（小松原工区）の早期完成をめざすとともに、臨海部の道路網を強化するため、高砂西港から市街地へのアクセス道路、隣接市との連携を図る道路などの整備を推進します。

○産業関連交通と生活関連交通の混在による住宅市街地の環境悪化の改善や、阪神間等との連携強化を図るため、広域幹線道路の実現に向け取り組めます。

④生活道路の整備

○渋滞への対応や、歩行者・自転車に配慮した生活道路の整備に努めます。

⑤道路環境の改善

○歩行者と車両の分離などによる「安全で、歩いて楽しい歩行者空間」の確保を図るとともに、道路緑化の推進や適切な案内標識の設置に努めます。

まちづくり指標

指 標	現況（実績等）		H27年度の目標値	H32年度の目標値
	年度	数値等		
都市計画道路整備率	21	58.3%	↗	59.7%

指 標	現況（実績等）		H27年度の目標値	H32年度の目標値
	年度	数値等		
市内駅の年間乗客数	20	9,860千人	↗	↗

資料：市内各駅

■関連計画

◆高砂市都市計画マスタープラン（改訂中）【2011年度（平成23年度）～2030年度（平成42年度）】

都市全体の将来像や土地利用、都市施設整備のあり方などを明確にし、概ね20年後の都市の姿を展望しつつ、都市計画の基本的な方針を示すもの

▼ JR 西日本・山陽電気鉄道駅別乗客数

単位：千人

年 次	J R 西 日 本			山 陽 電 気 鉄 道				
	総数	宝殿駅	曾根駅	総数	高砂駅	荒井駅	伊保駅	曾根駅
H14年	5,659	3,913	1,746	4,081	1,483	1,338	532	728
H15年	5,597	3,842	1,756	3,887	1,407	1,286	495	699
H16年	5,548	3,819	1,729	3,874	1,395	1,314	484	681
H17年	5,427	3,807	1,620	3,922	1,399	1,381	489	653
H18年	5,402	3,806	1,597	4,044	1,400	1,502	494	648
H19年	5,400	3,801	1,599	4,239	1,407	1,659	517	656
H20年	5,355	3,786	1,569	4,505	1,406	1,891	536	673

資料：市内各駅

注）乗客数については、四捨五入又は切り捨てにより総数と各駅の合計が一致しない場合があります。

3 公園・緑地

■ 現況と課題

- 緑化の推進のため、市と市民と企業が一体となって緑豊かでうるおいのあるまちづくりをめざす取り組みを行っています。
- 公園等の整備状況は、2009年度（平成21年度）末で、市民1人当たり8.23㎡で高砂市緑の基本計画の目標である市民1人当たり20㎡とかけ離れています。
- 都市公園の管理は、指定管理者を指定しています。
- 公園施設の経年劣化への対応が必要となっています。

■ 施策の目標

良好な景観の保全と創造に向け、市民にうるおいとやすらぎを与える緑化の推進を図るとともに、公園・緑地の整備、管理を推進するため、市と指定管理者等との連携強化を図ります。公園・緑地の拡充やリニューアルに努め、レクリエーションやふれあいの場を創出するとともに、安全性や防災性を向上します。

■ 施策の方向

- ① 緑化の推進
- ② 公園・緑地の整備、管理

■ 計 画

- ① 緑化の推進
 - ☆ 公的空間（公園・緑地、道路・歩道、河川、駅前、学校など）と私的空間（住宅、駐車場、工場など）の緑化を促進し、これらを結ぶ「緑のネットワークの構築」の実現に努めます。
- ② 公園・緑地の整備、管理
 - 防災機能も有する公園・緑地の面積の拡大に努めるとともに、経年劣化した公園施設の計画的な修繕を行うなど、安全性や防災性の向上を図ります。
 - 公園・緑地の管理は、公園・緑地のもつ機能を生かし、利用者が安全で快適に利用するため、市民参加の促進や指定管理者との連携を図るなど、効果的な維持管理体制の強化に努めます。

まちづくり指標

指 標	現況（実績等）		H27年度の目標値	H32年度の目標値
	年度	数値等		
市民1人当たり公園緑地面積	21	8.23㎡	↗	↗

■関連計画

- ◆高砂市都市計画マスタープラン（改訂中）【2011年度（平成23年度）～2030年度（平成42年度）】
都市全体の将来像や土地利用、都市施設整備のあり方などを明確にし、概ね20年後の都市の姿を展望しつつ、都市計画の基本的な方針を示すもの
- ◆高砂市緑の基本計画【1998年度（平成10年度）～2015年度（平成27年度）】
基本理念：市と市民と企業が一体となって緑豊かで潤いのあるまちづくりをめざします。



▲市ノ池公園

4 河川・港湾

■ 現況と課題

- 大雨や高潮の影響を受ける河川は、浸水対策を図り安全性確保のため整備を実施することとしていますが、財源確保、事業主体の明確化が必要となっています。また、老朽化し、破損が目立つ大木曾水路の改修が課題となっています。
- 高砂西港の再整備などは、高砂西港等再整備促進協議会で報告書が取りまとめられ（2009年（平成21年）4月）、平成20年代中期の完成をめざしています。
- 港湾へのアクセス道路の整備が課題となっています。
- 本市では、古くから白砂青松の海辺を憩いの場としてきたことから、海に親しむ場の確保に努めてきたところです。
- 市民が自由に訪れることが困難な沿岸域の有効利用のため、既存親水空間の再整備や新たな親水空間の整備が検討されています。

■ 施策の目標

臨海部の活性化に向け、河川・港湾を整備、活用し、沿岸域の利用を促進します。河川については、浸水対策を図り安全性確保のための整備を行うとともに、河川空間とまちの空間の融合を図る“かわまちづくり”を進めます。また、港湾と沿岸域を親水空間として活用し、市民や来訪者が憩える施設の整備を検討します。

■ 施策の方向

- ①河川の整備
- ②港湾の整備
- ③沿岸域の利用

■ 計 画

①河川の整備

○河川は上水の供給、灌漑用水、防災等の重要な役割を担っていますが、河川流域の都市化により、自然の保水能力や遊水機能が低下していることから、水害などに対する安全性の確保に努めます。

☆間の川、鹿島川・松村川の浸水対策の整備計画を策定し、事業を実施します。

☆老朽化が著しい大木曾水路の再整備に取組みます。

○川や水辺のもつ多様な機能（景観形成、人々が集い楽しむ空間、身近な自然、地域の個性・魅力の発揮等）を発揮させるため、“かわまちづくり”を推進します。

②港湾の整備

○高砂西港の再整備など、高砂みなとまちづくり構想の実現に向け取組みます。

○海からの来訪者が気軽に安心して立ち寄り利用でき憩える施設の整備を検討します。

③沿岸域の利用

○沿岸域の土地利用を図るため、関係機関と連携し、市民が自由に訪れることができる親水空間の創出や再整備に努めます。

まちづくり指標

指 標	現況（実績等）		H27年度 の目標値	H32年度 の目標値
	年度	数値等		
港湾貨物取扱量	21	約460万t	↗	↗

資料：兵庫県港湾統計年報

■関連計画

- ◆高砂市都市計画マスタープラン（改訂中）【2011年度（平成23年度）～2030年度（平成42年度）】
都市全体の将来像や土地利用、都市施設整備のあり方などを明確にし、概ね20年後の都市の姿を展望しつつ、都市計画の基本的な方針を示すもの
- ◆高砂みなとまちづくり構想【2005年度（平成17年度）～2025年度（平成37年度）】
基本理念：市民、企業、行政の融和、連携、参画と協働によりつくりあげる高砂みなとまち
～輝く高砂みなとまちミュージアム構想～
- ◆高砂市みなとまちづくり行動計画



▲あらい浜風公園

5 市営住宅

■ 現況と課題

- 本市の市営住宅は、ほとんどが建築されてから50年以上経っています。
- 市営住宅の整備は、建替計画のための財源確保が必要となっています。
- 整備に伴い、建替えによる家賃の上昇への対応、老朽化住宅からの移転先の確保が必要となっています。
- 高砂市公共賃貸住宅総合再生事業（再生マスタープラン）は、策定から10年経過し、社会経済情勢の変化により見直しをする必要があります。

■ 施策の目標

市営住宅の整備に向け、高砂市公共賃貸住宅総合再生事業（再生マスタープラン）を見直し、県の地域住宅計画との整合を図りながら市営住宅の統廃合や跡地の利活用を検討します。

■ 施策の方向

①市営住宅の整備

■ 計 画

①市営住宅の整備

- ☆再生マスタープランを見直し、県の地域住宅計画との整合を図りながら、市営住宅の整備計画を策定し、整備を推進します。
- 市営住宅の統廃合を含めた必要戸数について検討するなど、将来人口予測、入居者のニーズ等を勘案した計画を策定します。
- 障がい者や高齢者の単身または夫婦が自立して安全かつ快適な生活をおくれるよう、福祉施策との密接な連携による住宅づくりを推進するとともに、福祉サービスが配慮されたシルバーハウジング※1の整備に努めます。
- 住宅環境の改善のため、老朽化した木造住宅の解体を進めるとともに、市営住宅跡地の利活用について検討します。

まちづくり指標

指 標	現況（実績等）		H27年度 の目標値	H32年度 の目標値
	年度	数値等		
市営住宅整備率	21	20.1%	↗	↗

■関連計画

◆高砂市公共賃貸住宅総合再生事業（再生マスタープラン）

【2000年度（平成12年度）～2020年度（平成32年度）】

※1 シルバーハウジング

高齢者の生活特性に配慮した設備・仕様等が施されるとともに、ライフサポートアドバイザー（生活援助員）による緊急時における連絡等のサービスが提供され、高齢者が安心して住めるような公共賃貸住宅。



▲市営松波住宅

6 市街地整備

■ 現況と課題

- スプロール化※1が顕著な区域や密集市街地が多く、適正かつ安全な土地利用が成されていません。
- 密集市街地等において良好な宅地の確保が課題となっています。
- 鉄道駅及び駅周辺では、線路による市街地の分断、歩行者・自転車と自動車の交錯等がみられ、安全・安心と交流のある駅前にはふさわしいまちの形成が課題となっています。
- JR曾根駅南側からのアクセス改善とあわせて駅周辺整備の検討が必要となっています。
- 自転車は、自動車に代わる交通手段として見直され都市の移動手段の主役となる可能性と環境施策の一環としての利用増の可能性があります。
- 駐輪場内の長期放置自転車の仮置き場所の確保及び駐輪場の整備が必要となっています。
- 地籍調査は、市域全体の調査の実施が求められています。

■ 施策の目標

鉄道駅周辺の交通の利便性を図るとともに、市街地再開発事業等の適用を検討し、再編整備を推進します。駅前広場においては、人々の交流が図れる計画的整備により市街地としての活性化を推進します。また、鉄道等により分断されている市街地については、地区間のコミュニティ形成や利便性の向上のため、連絡路等の整備を検討します。

■ 施策の方向

- ① 良好な宅地の確保
- ② 鉄道駅周辺整備の推進
- ③ 地籍調査の推進

■ 計 画

- ① 良好な宅地の確保
 - スプロール化が顕著な区域や密集市街地における良好な宅地の確保のため、土地区画整理事業、住環境整備事業、地区計画など、生活道路の改良を含む面整備手法を検討します。
 - 都市計画道路沖浜平津線（小松原工区）の整備にあわせた小松原地区のまちづくりを推進します。
- ② 鉄道駅周辺整備の推進
 - ☆ 鉄道駅周辺は、交流拠点として位置づけていることから、駅前広場や駐輪場の整備など交通の利便性を図るとともに、地区間のコミュニティ形成や利便性の向上のための連絡路等の整備、市街地再開発事業等の都市基盤の再編整備を検討します。
 - ☆ JR曾根駅南側からのアクセス改善とあわせた駅周辺整備を推進します。
 - JR宝殿駅南口の再開発等について、宝殿駅附近都市整備協議会において加古川市とともに検討します。
 - 駅周辺環境の向上のため、放置自転車対策を推進します。
- ③ 地籍調査の推進
 - 市街地部における地籍調査の早期完了をめざします。

まちづくり指標

指 標	現況（実績等）		H27年度 の目標値	H32年度 の目標値
	年度	数値等		
土地区画整理事業実施面積 （累計）	21	141.5 ha	↗	↗

■関連計画

- ◆高砂市都市計画マスタープラン（改訂中）【2011年度（平成23年度）～2030年度（平成42年度）】
都市全体の将来像や土地利用、都市施設整備のあり方などを明確にし、概ね20年後の都市の姿を展望しつつ、都市計画の基本的な方針を示すもの

※1 スプロール化

市街地の無計画な郊外への虫食いの拡大のことであり、都市生活に必要な公共施設の整備も伴わずに点々と農耕地や山林を食いつぶす形で無秩序に市街地を形成していく状態。



7 景観まちづくり

■ 現況と課題

- 高砂町のほとんどの区域が、2006年度（平成18年度）に建物の色彩や屋根の形状など地域の景観との調和を図り、歴史的なまちなみ等を創造し、また保全する「景観形成地区（兵庫県条例による）」に指定されました。
- 指定区域のさらなる景観の保全・創造のPRが必要となっています。
- 市内各地区において、歴史、文化、自然環境等の地区特性に応じた景観まちづくりの方向性を明らかにする必要があります。
- 屋外広告物の規制・誘導に関して、違反広告物対策を計画的に推進する必要があります。
- 住居表示制度の適切な運用をめざすため、住居表示管理システムを導入し、住居表示図を従前の紙媒体の管理から電子媒体へ移行するなど、住居表示台帳の再整備が望まれています。

■ 施策の目標

美しく魅力的なまちの創出、うるおいとゆとりのある景観づくりのためには、自分たちのまちを自分たちで創り守るという市民意識の醸成が必要不可欠となります。歴史、文化、自然環境と調和した景観の保全と創造に向け、屋外広告物を適切に規制・誘導するなど、良好な景観形成への取組みを推進します。

■ 施策の方向

- ① 景観の保全・創造
- ② 屋外広告物の規制・誘導
- ③ 住居表示の整備

■ 計 画

- ① 景観の保全・創造
 - ☆ 高砂みなとまちづくり構想及び同行動計画に基づく取組みを推進します。
 - 景観形成地区指定のPRを図ります。
 - 高砂市歴史文化基本構想に基づく取組みを推進します。
- ② 屋外広告物の規制・誘導
 - 違反屋外広告物対策に積極的に取組みます。
- ③ 住居表示の整備
 - 合理的でわかりやすい住居表示を推進し、市民生活の利便性の向上を図るとともに、事務の効率化を図ります。

まちづくり指標

指 標	現況（実績等）		H27年度の目標値	H32年度の目標値
	年度	数値等		
景観形成事業（修景助成） 申請件数（累計）	21	3件	↗	↗

■関連計画

- ◆高砂市都市計画マスタープラン（改訂中）【2011年度（平成23年度）～2030年度（平成42年度）】
都市全体の将来像や土地利用、都市施設整備のあり方などを明確にし、概ね20年後の都市の姿を展望しつつ、都市計画の基本的な方針を示すもの
- ◆高砂みなとまちづくり構想【2005年度（平成17年度）～2025年度（平成37年度）】
基本理念：市民、企業、行政の融和、連携、参画と協働によりつくりあげる高砂みなとまち
～輝く高砂みなとまちミュージアム構想～
- ◆高砂みなとまちづくり行動計画
- ◆高砂市歴史文化基本構想【2010年度（平成22年度）策定】
これまでつちかわれてきた歴史文化資源とこれらに対する思いを、市民が誇りを持って将来に向けて継承し、新たな文化の創出・再生に向けた取組みの方向性を示すもの。

▼堀川沿いのまちなみ



▲花井邸



▲梅ヶ枝湯